

# 放課後児童クラブ昼食提供業務に係る公募型プロポーザル手続開始の公示

令和6年5月21日

次のとおり提案書の提出を招請します。

広島市長 松井一實

## 1 業務概要

### (1) 業務名

放課後児童クラブ昼食提供業務

### (2) 業務内容

別紙「放課後児童クラブ昼食提供業務基本仕様書」のとおりに

### (3) 委託期間

令和6年6月中旬の契約日から令和7年3月31日まで

### (4) 概算事業費

本業務に係る費用は16,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

## 2 受託候補者の特定方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。

公募型プロポーザル手続等の詳細については、「放課後児童クラブ昼食提供業務公募型プロポーザル説明書」（以下「プロポーザル説明書」という）による。

## 3 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していない者であること。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれにおいても、法令に基づく営業停止処分を受けていない者であること。
- (4) 広島市競争入札参加資格に登録されている者にあつては、公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれにおいても、広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続又は民事再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表が現に行われている者又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している

団体でないこと。

(8) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

#### 4 プロポーザル説明書等の交付方法

公募型プロポーザル説明書等は、広島市のホームページからダウンロードすることができる。

(ホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和6年度」)

ただし、これにより難しい場合(ダウンロードできない場合を含む。)は、次により交付する。

##### (1) 交付期間

公示日から令和6年6月6日(木)までの閉庁日(広島市の休日を定める条例(平成3年9月26日条例第49号)第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。)を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

##### (2) 交付場所

後記9の担当部署

#### 5 質問の受付と回答

##### (1) 質問の受付

###### ア 受付期間

公示日から令和6年5月29日(水)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

###### イ 受付場所

後記9の担当部署

###### ウ 受付方法

仕様書等に関する質問書(様式第1号)に記入の上、電子メールで提出すること。提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

##### (2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、質問者に直接回答し、後記9の担当部署において、令和6年6月6日(木)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで供覧するとともに、広島市ホームページに掲載する。

#### 6 応募資格確認申請書の提出

##### (1) 提出書類

ア 公募型プロポーザル応募資格確認申請書(様式第2号) 1部

イ 前記3の応募資格に該当していることが確認できる書類 各1部

(7) 広島市税の納税証明書(写し可)

「令和〇〇年〇〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある広島市の納税証明書（証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

(f) 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）（電子納税証明書は不可。証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

(g) 履歴事項全部証明書（登記事項証明書） 1部

(2) 提出期間

公示日から令和6年5月29日（水）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 提出先

後記9の担当部署

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(5) 応募資格の確認及び審査結果の通知

応募資格の有無については、上記(1)により提出された公募型プロポーザル応募資格確認申請書等により確認し、確認結果を応募者に書面にて通知する。

## 7 企画提案応募申込書及び企画提案書の提出

(1) 提出書類

提出書類	提出部数
ア 企画提案応募申込書（様式第3号）	1部
イ 飲食店営業許可証の写し	1部
ウ 食品衛生責任者票の写し	1部
エ 本事業に配置する者の調理師免許証及び管理栄養士免許証等の写し	1部
オ 企画提案書（様式第4号）	10部（製本1部＋副本9部）
カ 1週間分（6日分）の献立表（主食及び副菜の写真、容器のイメージがわかるもの）	10部（製本1部＋副本9部）
キ その他企画提案を説明するために必要な書類（任意）	10部（製本1部＋副本9部）
ク 応募者の概要及び事業内容等を説明するために必要な資料（任意）	10部（製本1部＋副本9部）

(2) 提出期間

公示日から令和6年6月6日（木）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

で。

(3) 提出先

後記9の担当部署

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(5) 留意事項

ア 提案は、1者につき1件とする。

イ 応募者の住所、法人名、代表者名は正本のみに記載し、副本には記載しないこと。法人名が記載されている場合は、事務局で該当部分を抹消する。

ウ 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。

エ 提出した企画提案書を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第5号）を提出すること。また、企画提案書の提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも「取下願」を提出すること。

オ 提出書類は返却しない。

カ 提出された応募書類は、企画提案の選定以外の目的で使用しない。ただし、広島市情報公開条例第7条に基づき開示請求があったときは、法人等の競走上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて開示請求者に開示する。

## 8 審査方法

(1) 審査

放課後児童クラブ昼食提供業務審査委員会が行う。

(2) 受託候補者特定基準

公募型プロポーザル説明書による。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、応募者全員に対する審査を終了した後、速やかに書面にて通知する。

## 9 担当部署

〒733-0832 広島市中区国泰寺町一丁目4番15号（北庁舎別館1階）

こども未来局放課後対策課

Tel : 082-242-2014 Fax : 082-242-2018

Eメール : houkago@city.hiroshima.lg.jp

## 10 その他

(1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(2) 契約を締結する場合において、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければ

ならない。ただし、保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき、若しくは契約を締結しようとする日から過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行しているときは、契約保証金の納付を免除する。

- (3) 本契約の契約締結日は、令和6年6月中旬を予定している。
- (4) その他詳細は、公募型プロポーザル説明書による。